

[事案 28-118] 既払込保険料返還請求

・平成 29 年 7 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不告知教唆等を理由に、告知義務違反により解除された契約の既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 8 月に契約した医療保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人に、ペースメーカーを付けていること、病気とその状況、投薬を受けていることを伝えたところ、問題ないと言われたため、告知事項に対し「いいえ」と回答した。
- (2)募集人から、最初に 2 か月分の保険料を支払うこと、契約から 1 年以内に支払事由に該当した場合には保障額が半額に削減されることの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人がペースメーカーを付けていることは聞いていたが、そのことは告知事項に該当しない一方、病気とその状況、投薬を受けていることは聞いていないため、不告知教唆の事実はない。
- (2)募集人は適切な説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知の状況等を把握するため、申立人、保険募集時と契約時に同席した申立人の子および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不告知教唆や説明義務違反は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人がペースメーカーを付けていることを募集人に伝えていたことについては当事者間に争いはない。そうすると、ペースメーカーを付けている場合には、何らかの心臓疾患があり、定期的に通院しているのが通常であるので、募集人としては、ペースメーカーを付けていること自体が告知事項に該当するか否かに留まらず、心臓の疾患の有無や通院を踏まえた的確な告知がなされるように配慮することが望まれた。